

財 関 第 636 号
平成 20 年 5 月 30 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

関税法基本通達の一部改正について

関税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 5 号）の施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）を下記のとおり改正し、平成 20 年 6 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- ・ 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

(以上)

新旧対照表

別紙

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p><u>（情報の収集）</u></p> <p>69 の 4-13 知的財産調査官は、侵害物品の輸出の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。</p> <p>① 知的財産の内容を証する書類</p> <p>② 侵害の事実に係る資料</p> <p>③ 識別ポイントに係る資料</p> <p>④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p><u>（通過貨物の取扱い）</u></p> <p>69 の 11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であつて、法第 30 条第 2 項又は法第 65 条の 2 に規定するもの（以下この節において「通過貨物」という。）のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官は、通過貨物は輸入差止申立ての対象ではないことに留意し、通過貨物のうち侵害物品の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。</p> <p>① 知的財産の内容を証する書類</p> <p>② 侵害の事実に係る資料</p> <p>③ 識別ポイントに係る資料</p> <p>④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料</p> <p>(2) 通過貨物のうち侵害物品に係る情報を得た場合は、当該情報を遅滞なく関係税関に通報するものとする。</p> <p><u>（情報の収集）</u></p> <p>69 の 13-14 知的財産調査官は、侵害物品の輸入の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① <u>知的財産の内容を証する書類</u></p> <p>② <u>侵害の事実に係る資料</u></p> <p>③ <u>識別ポイントに係る資料</u></p> <p>④ <u>侵害物品の特定のために必要と認める資料</u></p>	